

# 議 事 録

会議体の名称	第2回板橋区公契約の在り方検討委員会	
事務局(担当課)	総務部契約管財課	
開催日時	令和8年4月13日(月)14時00分～16時00分	
開催場所	板橋区役所北館11階 第三委員会室	
出席者	委員	板橋法曹会弁護士 中重克己(委員長) 東京都社会保険労務士会板橋支部顧問 前田 昭博(副委員長) 元大東文化大学経済学部社会経済学科教授 中島 正人 (一社)板橋区建設業協会相談役 黒木 修 板橋管友会副会長 木村 隆司 東京商工会議所板橋支部副会長 瓜生 一仁 全建総連東京都連板橋区協議会 平塚 浩章 日本労働組合総連合会東京都連合会 長谷川 俊之
	事務局	総務部長、契約管財課長
傍聴者	8名	
検 討 内 容		
<p>○委員長</p> <p>それでは時間になりましたので、第2回板橋区契約の在り方検討委員会を開催いたします。本日の傍聴者は8名でございます。それでは次第に沿って進めて参ります。初めに前回の検討委員会における検討内容の振り返りを事務局よりお願いいたします。</p> <p>○契約管財課長</p> <p>それでは事務局より、資料1に沿って説明いたします。まず、資料1に入る前に前回の議事録確認作業、誠にありがとうございました。議事録につきましては、皆様の確認が完了したため区ホームページにて掲載公開してございます。では、資料1に入らせていただきます。</p> <p>項番1の第1回検討会の振り返りでございます。</p> <p>前回の議題についてですが大きく2つございました。</p> <p>1つが板橋区における現状と課題の確認、もう1つが、本検討委員会の議論の方向性についてとなります。</p> <p>区の入札制度の契約状況についての現状を確認いただき、人材不足による入札不調や、価格転嫁の進まない現状について整理の上、公契約条例の制定について、委員の皆様にご議論いただいたところです。</p> <p>議論にあったものを(2)主な意見としてお示しておりますが、工事においては、主任技術者等の有資格者に対する、労働市場での人の取り合いが生じている。また人が雇用される動機というのは賃金だけでなく、通勤のしやすさなど様々だが、近隣区と比較されると人が集まりにくくなる。また公契約条例については、賃金条</p>		

項型でなければ制定のメリットは生かせない、また公契約条例だけでなく、最低制限価格制度の対象拡大など、全体的に考える必要があるというご意見をいただきまして、(3)方向性として賃金条項型で、公契約条例の検討を進めていくことをご確認いただいたところです。

また、今後のスケジュールにつきましては、第2回から第5回までのスケジュールを共有させていただき、すでに第4回目までは日程が確定してございます。スケジュール調整のご協力誠にありがとうございました。最後に、公契約条例に係るアンケート調査の実施についてご説明させていただきました。結果については後程ご説明させていただきます。

ここまでの前回の振り返りでございます。

続きまして項番2の公契約条例が必要な理由の現状認識について、前回の検討会におきまして委員長より詳細についてという形でコメントいただきましたのでその回答といった形でございます。

基本的には前回の説明資料に記載しておりますとおり、適正な履行と質の確保のため、人材不足の解消、適正な価格転嫁の実施が必要であることから、公契約条例の必要性を説明させていただきましたが、実際のケースでご説明いたします。

まず、例1の清掃委託業務についてです。

同一の建物清掃委託業務の落札金額の推移です。

仕様書の内容に大きな変更がないということは所管課で確認しております。

そのため近年の賃金、最低賃金の上昇、物価高騰からしますと、毎年度契約額が増えていくものと考えられますが、実際には令和6年度から令和7年度にかけて下がり、令和8年度にかけても、令和6年度の落札金額以下となっているところでございます。

金額の内訳と詳細不明でございますが、事業者の利益が減少している、又は労働者にしわ寄せが生じていると考えられるような状況もございます。

裏面にお進みください。

例2の人的警備委託の落札金額です。

こちらも同一の建物の人的警備業務委託における落札金額の推移となっております。

こちらも仕様書に大きな変更はないため、最低賃金の上昇を踏まえますと、契約額が増えていくものと考えられますが、令和7年度から令和8年度にかけて、大きく下がっているという状況です。

なお令和6年度と令和8年度の落札事業者は同一事業者といった形で確認しております。

すでに最低賃金を超える金額で雇用している可能性もございますが、物価高騰を考慮しますと、少なくとも労働者の賃金は増えていないのではないかと捉えております。

例1例2につきましては最低制限価格制度の対象であります。ご覧のように、契約金額は社会情勢と比例して増えていってわけではないという状況でございまして、懸念される部分でございます。

また項番3といたしまして賃金条項型の公契約条例を制定してる先行自治体の実施効果等について、条例制定後にアンケート調査を実施してる自治体がございましたので、参考にお示ししております。

まず実施効果について、肯定的な回答があった事例及びその割合を多摩市、目黒区、杉並区、足立区のアンケートから抜粋という形で、お示しております。

①工事業務の質が向上した、②地域経済地域社会の活性化に繋がった、③人材育成の確保に改善が見られたという形で、非常に幅はありますが、大きいところではほぼすべての事業者がそうであったと肯定的な回答をするというような事例もあったように、効果が示されているのかなと考えてございます。

この他自由意見としまして、いいものをつくろう、維持管理しようとする意識が向上した、長く働く方が増えサービスの質の向上に繋がっている、といった意見があったところでございます。

最後(2)公契約条例の施行後、違反が見つかった契約の件数と措置状況につきまして先行区に確認したところ、重大な違反は報告されていないとのことでした。

ただ、下限額を下回ったとして、労働者から区へ申し出があり、区から事業者に対応を促したことで不足分が支払われたという事例はあったと確認してございます。

事務局からは以上でございます。

○委員長

ありがとうございます。第1回検討委員会の振り返りと公契約条例の必要性和効果についてお話をいただきました。以上について、何か質問、確認、意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいですかね。そうしましたら以上をもって前回の振り返りを終わらせていただき、引き続き議題の2事業者アンケートについての実施結果について事務局からご報告をお願いします。

○契約管財課長

議題2の事業者アンケートにつきまして、報告させていただきます。資料2をお開きください。

第1回検討会におきまして、事業者アンケートの案を提示させていただき、その後、各委員よりご意見をいただき、精査した上で実施をさせていただきました。

調査期間は令和8年3月16日から3月31日まで実施をさせていただき、調査対象につきましては工事事業者が、令和8年3月1日現在、入札参加資格を有する区内事業者、委託事業者が、令和7年度に板橋区の入札に参加実績のある事業者のうち、人件費が経費の大半を占める契約案件に限定してるところでございます。

回答方法はLoGoフォームによるインターネット回答といたしました。

回答率313社のうち、135社に回答いただき、回答率が43.1%となっております。

内訳といたしました工事事業者が91社、委託事業者が44社となっております。

アンケート調査の結果が2ページ目から掲載してございますが、幾つか絞って説明いたします。

5ページ目をお開きください。

5ページ目の問7、入札辞退の有無の項目でございますが、あると答えた事業者が半数を超えているという状況です。

またこちらのページの間8を確認いただくと、その辞退理由については、人材不足による辞退というのが

77%となっております、まさに区が課題として認識している部分と一致していることが伺えます。

1枚めくっていただき 6 ページ問 10、板橋区との契約と民間契約を比較した際の従業員の賃金の項目でございませう。

両者に差はないとしたものが最も多く、54.8%、公契約の方が賃金が低いと回答したのが、約 17%となっております。

前回の検討会におきまして、中島委員より、公契約の方が賃金が低いといったようなご指摘いただいたところでごございまして、一定の事業者においてそういった事実があることが判明しております。

一方で、両者で賃金に差が生じないよう調整している事業者が多く、労働報酬下限額により賃金が上昇した場合、その調整に影響が出てくる可能性もあるといったふうにご受けとめております。

次のページ 7 ページ目の問 12、労働報酬下限額を設定することについてどう思うか、というところに関しましては、必要である、とどちらとも言えない、を合わせると 9 割以上になってございまして、賃金条項型の検討を進めることについて、一定程度の妥当性が認められる結果になっていると捉えております。

もう 1 枚めくっていただきまして 8 ページ目の問 13 労働条件確認などの事務負担では、多くの事業者においてやや負担、かなり負担という回答を合わせますと、約 80%といった形になっております。

一方で、対応困難であるという形は 7%にとどまっておりますので、できる限り負担の少ない方法であれば対応可能であるというふうにご受けとめております。

続いて下の問 14 を公契約条例の対象とする契約では、最も多い点としては、工事請負契約プラス委託契約の両方を対象とすべきという意見でございまして。

こちらも公契約条例の制定に向けて、貴重な意見であるととらえております。

次のページ 9 ページ目、問 15 問 16 でメリットデメリットについて、複数回答方式で回答いただきました。

まず問 15 のメリットでは、従業員の適正な賃金支払いや労働環境の改善に繋がると考える事業者が最も多く、人手不足の解消や、品質の向上に繋がると考えている事業者も多いことが判明いたしました。

これは区が公契約条例に求める効果と同様の結果となっていると捉えております。

続きまして下の問 16 デメリットでは、賃金支払い状況の管理や台帳作成などの事務量の増大をデメリットとする事業者が多数おりました。

この点については、運用において考慮されるべき点であると考えております。

また、下請け事業者に対して賃金支払いの確認が困難だという意見も多く、今後の検討材料になると考えております。

続いて 10 ページ目の問 18、契約条例の制定についての賛否では、賛成が、反対を上回るものの、どちらとも言えないという意見が最も多い結果となっております。

こちらは、公契約条例においてよく知らない事業者が多いことを示しているものと捉えております。

今後各事業者にご理解を深めてもらう必要があると認識しております。

また 11 ページ 12 ページには板橋区の入札契約制度に関する自由意見を掲載してございませう。

内容に応じて分類しております、公契約条例への意見、また最低制限価格制度への意見、その他の意見として分類しております。

公契約条例への意見といたしましては、労働報酬下限額が異なるせいで、事務負担が大きくなる。

労働報酬下限額が決まると、熟練パートや社員の賃金がそれ以上とならざるをえない。

書類の提出の簡素化など負担を減らすべき。

毎年の労働報酬下限額の上昇幅予測が難しいため、複数年度契約の場合には、毎年見直すなどの検討をして欲しいといったようなご意見をいただいたところでございます。

また、この他、12 ページには最低制限価格制度の適用案件の拡大を希望する声が多かった他、区の入札事務に関する要望をいただいたところでございます。

アンケート調査に関する報告は、以上となります。

○委員長

ありがとうございました。今アンケート調査の実施結果についてお話いただきましたが、これにつきまして質問、確認、意見等ございましたらお願いいたします。

○中島委員

問の10番。契約での賃金の方が低いかなという問で、半分以上が両者に差はない、という回答だったわけですが、公契約の方が低いという回答が17%あったわけですね。このことについて、先ほど、うまく聞き取れなかったものですから、もう一度ご説明いただければと思います。

○契約管財課長

問10の項目についてですが、一定の事業者において、公契約での賃金の方が低いといったような状況がございました。一方で、55%は両者に差はないといった形で、賃金を調整している事業者が多く回答されております。そうしますと労働報酬下限額により賃金が上昇した場合、その調整、といったところに影響が出てくる可能性もあると受けとめておりますといったように説明させていただいたところでございます。

○中島委員

賃金が増えた場合に、事業者内で調整が必要になるというご説明なわけですね。

○委員長

短期間のアンケートでしたが、割と集まってきてるかなという印象はあります。その上で、思った以上に、公契約条例について知っていたとか、聞いたことがあるという認識が示されていたという感じはあります。知っているからこそ、ちゃんとアンケートに答えてきているということもあるのかもしれませんが、数字的には、割と大きな数字が出てるのかなという印象は持ちましたね。その他、感想も含めていかがでしょうか。

○平塚委員

先ほど中島委員の方からありましたように、問10の公契約での賃金が高いというのは、資料1のところ、請負の落札金額がどんどん下がっている、そういったところで事業者も、そこで働く労働者も低くせざるをえないのかなというのがこの数字で出るかなというふうには感じます。

また 9 ページの間 16 ですが、デメリットの3で、賃金の引き下げや人員を削減せざるをえないというのは、これは今までの落札価格で請負うとこうなる恐れがあるよということで、そこは公契約条例を適用することによって、落札の金額も上げていくんだというのを、区の方から積極的に発信していく必要があるのかなと感じます。

#### ○前田委員

11、12 ページの表なんですけど、これ板橋区の事業者の生の声だと思います。この中で、契約については皆さん分かっているんですけど、事務負担が大変だよねと。他の間のグラフにも載ってましたが、発注者も受注者も事務負担が軽くなるような条例を作っていかなきゃいけないだろうと、いうふうに感じました。それから、下から 2 つ目の最低制限価格を高いところで設定をして欲しいというのは当然ですよ。先ほど警備業とか清掃業で、令和 6、7、8 年度、それぞれの数字を出していただきました。私も初めて見ましたけども、令和 6 年度と令和 8 年度は、落札金額が少し下がっている。でも、最低賃金は毎年上がっている。やはりそこは事業者の利益にいろんな影響を及ぼしているというふうに思いますけども、やっぱり会社が元気でないと、社員も元気にならないと思いますので。あるいは社員が元気だから会社も元気なのかもしれませんが、今そういう形で動いています。

それから 12 ページでは、委託契約についてたくさんの意見が出ていますけども、今後、幾ら以上の契約を公契約条例の対象にするか決めていくことになっていきますが、このあたりもしっかりと見ていかなきゃいけないだろうと思います。

それから、下から 5 番目の枠で、入札で 1 社がいくつまで取っていいのか明確にして欲しいと。契約を取った会社がちゃんとその仕事ができるのか疑問です。多分、ちゃんとやっていっちゃうんですけども、トラブルも発生してるのかなと。入札価格が低いと、どこかにしわ寄せが来る。そうすると、ちゃんとやってるのかというような生の声だと思いますけども。このあたり、区の方では、工事を発注される、委託を発注されるころでは、何かいろんなご意見が出てるんでしょうかそのあたり伺いたいと思います。

#### ○契約管財課長

工事請負契約につきましては、1 社あたり同時に 3 つまで取れるという形になっております。さらに実績に応じて褒賞制度があり、この褒賞を受けますと更にプラス 1 され、翌々年度まで、同時に 4 つまで取れるといったような仕組みがございます。

一方で、委託については件数の上限は設けておりません。また、履行状況につきましては、工事については区の検査員による検査という形で、図面と現場と確認をさせていただいておりますが、委託につきましては事業主管課による検査といった形ですので、やはりそちらのレベルの向上といったところが非常に重要な部分なのかなと捉えております。

#### ○長谷川委員

今のお話を全体的に聞いていく中で、工事請負にしても委託にしても、双方課題はある中で、どちらかというと、委託の方に課題というかまだ未整備の部分が多いのかなと感じました。その中で特に、5 ページの間 8

で、入札を辞退した理由の中に人材不足により事態せざるをえなかったという文言があるんですが、やはりこちらは安定した雇用の確保っていう部分、或いは、先ほど来お話ししているサステナブルの事業活動という部分を支えるべきものがないのかなど。やはり工事請負の方にはあるインフレスライド制度とか、複数年度契約で受託したときの制度というものが、委託の部分では整備されてないことにより、チャレンジというか、入札ができないというような格好に繋がっているようにも見えました。

それに加えて 11 ページ 12 ページのご意見を拝見してますと、11 ページの一番下の部分には、委託料について毎年見直しを行うことを前提とした制度設計が求められている、或いは 12 ページの上から 3 つ目では、やはりダンピングの部分に対する懸念があるというところだと思います。先ほど工事は 3 つまで、委託には上限設定はないということなんですけれども、おそらくこの意見をいただいた業者さんの方でも、そのブローカーと言われる事業者や、何件も受託してただ下請けに流しているだけみたいな業者が、実際にいるんじゃないんですかっていうのが見え隠れする質問かと思いますので、今後この委員会で、こういった部分も加味した形で検討していければなというふうに思います。

#### ○瓜生委員

資料 1 の 2 にある清掃委託業務の落札金額ですが、大体内情わかっていますけど、これ儲からないです。多分、最低賃金ギリギリで、企業側で上げて、そのまま業者さんの鏡が変わっても働いてる人はそのまま継続雇用されていると思います。でないと、新たに募集してっていうところでは、完全に赤字になりますので、そういう状態で運営されていると思います。あとアンケートですが、5 ページの間 7 入札を辞退したことがありますかというのは、辞退札を入れて、はっきり意思表示をする場合と、あえて倍額くらいの金額を入れて、次の年その物件に呼ばれないような操作をすることがあるんですね。技術的な細かい話ですけど、そういうこともあると思いますので、ないと回答している中にそういう要素がないということは全然言えないと思います。

最後に、12 ページの最低制限価格についてみんな書かれてますのは、建築だと全部詳細について出てるんですけど、委託契約って意外と大ざっぱなんです。仕様書も部署によってバラバラで、統一した書式っていうのはもちろんないんですけども、その中で、例えば委託業務でトラブルがなかったところは相対的に仕様書が薄いです。逆にトラブルがいろいろあったところはだんだん仕様書が多くなっていくというような状況で、これは最低制限価格とその作業内容の仕様を合わせていくのが一番いいのではないかなど。今後例えば労働報酬下限額の設定により時給が上がったときに、おそらく予算が増えると思います。その中でどういう工夫をしていくかという、仕様書の中身を精査して、その作業内容と時間を対応させて、我慢するところはする綺麗にするところはするというメリハリをつけた仕様の考え方を進められた方がいいのではないかなど。仕様書がちゃんとすれば、ダンピングもやりにくいですから、その辺は少しずつでもご検討いただいた方がいいように思います。

#### ○黒木委員

まず仕事量があれば、公契約条例というのはかなり進むと思うんですね。いい意味で。建築っていう建物工事に関してはですね、新築の場合は 30 から 50 業者を使いますので、非常にインパクトがあります。今回の

アンケートに答えている工事業者が約3社に1社ですよね、その中で建築なんか、4社に1社25.3%と、非常に答えにくいところあります。この公契約に対して賛否あると思いますけども、基本的に私は、この制度は非常にいいと思うんですね。ただし、いかに板橋区の仕事を板橋区が本社の業者がやれるかという部分が重要かと思います。地元で仕事を出した方が利益率も高いので、発注方式も、総合評価という形で支援をいただいて、本社の加点を付けていただくなど検討をお願いしたい。他区ではこういった事をやっており、とある支店業者でもう、板橋区を草刈場みたいにとらえている業者もいらっしゃいます。これ今の発注状況ではしょうがないですね。是非とも板橋区の本社の事業者を優先してほしいんです。1次事業者というのは、板橋区内業者は非常に少ないんですね。まず板橋区本社の業者が、受注できるという環境をつくっていただきたいと思います。

#### ○契約管財課長

入札制度に関してのご意見、様々頂戴している部分でございます。第1回検討会でも申し上げましたが、区といたしましては、やはりこの施設整備も含めた行政サービスの品質向上を不断に続けていくと、持続可能性があるような形でしっかり続けていくといったところが非常に大事だと思っております。そのためには、公契約条例の対象になっているところは、まずそこでそういったところに働いていただく労働者の方にフォーカスをされてるのが公契約条例かなというふうに思いますけれども、当然そこに係る工事業者の方、特に今、黒木委員から板橋区に本社構えるところを、非常に大切にしたいんだと言ったところ、まさに区内産業の事業体としての底支えになる部分だと感じております。競争入札という形の制度をとっているところでございますけれども、公契約条例の他にしっかり、入札制度に関しても改善も行っていき、また先ほど他の委員からもありましたが、区としても公契約条例を制度化していくにあたっては、必要な予算立てをしていくんだといったところを進めていくことで、今、様々いただいている、ご懸念であったり課題であったり、少しずつ解決するのかなというところに思っております。

#### ○木村委員

アンケート結果の、表紙に書いてある工事と委託で圧倒的に委託業者の方々の方が、業者数に対しての回答数の割合が倍以上になっていると。ここが面白いなと思って、やはり委託の方の切実さというか、というのはやっぱり人件費の割合が請負額に対して非常に高い。だから我々工事業者が、人件費をないがしろにしていいわけじゃないんですけども、翻って言うと工事については、予定価格の中の人件費の単価がアップすることは大歓迎ではあります。ただ同時に、比率の中でやはり大きなウエートを占めるのが、資材だとか、いわゆる購入しなきゃいけない建材資材、器具類とか、それもまさに今のホルムズ海峡の問題はともかくとしてもその前から、もうここ何年も前から値上げにさらされておりますんで、連日のように、商社メーカーから値上げのお知らせ、昨今に至っては、納入できないかもしれないみたいな、塩ビ管がなくなりますよとか、いろんな話も出てます。だからその辺をセットでと同時に、今、早川さんおっしゃってくださったようにその入札制度全体を公契約の面だけではなく、本店指名はもちろんのこと、受注できる金額に応じたランク分けの再構築というか、その辺も含めてご検討いただくのがいいのかなと思います。

## ○委員長

今いただいた意見をまとめると、総合的にいろいろ見て欲しいよということなんだと思います。ただとはいえ、この公契約ということに関して言えば板橋区は草刈り場になっているというようなお話も今あったかと思うんですけど、そんなことを考えると、そこにこの公契約条例を入れることが資することになるということについては、みんなコンセンサスが得られているという状況なのではないかというふうに思われます。その他ご意見いかがでしょうか。

では、次にいきます。今までのお話を伺ってる限り、一応公契約条例を検討していいであろうというお話を皆様からいただけてると思いますので、議題の3として、公契約条例の骨子案にお話を移して参りたいと思います。それでは事務局よりご説明をお願いします。

## ○契約管財課長

それでは資料3に沿って、ご説明申し上げます。

まず、本骨子案につきましては前回の検討方針を踏まえて、賃金条項型の公契約条例を前提に作成してございます。なお、説明につきましては幾つかの項目ごとに区切って、説明をいたしますので、ご了承いただければと思います。

初めに、本条例の1目的、2定義、3基本方針とございますので、そちらから入って参ります。

まず、項番1の目的ですが、大きく4つに分けております。

前回の検討会において、区の課題としていた人材不足による入札不調や、適正な労働報酬と価格転嫁を改善し、適正な履行と品質を確保するといったことを目的としております。

次に、条例における用語の定義についてでございます。

本条例では骨子案のとおり、用語を定義したいと考えてございます。

括弧書きの部分が、用語の説明となっておりますので、ご確認いただければと思います。

なお、(3)の特定公契約の方につきましては、本条例の検討対象となる契約のことを指しておりまして、範囲をどこまでとするか、そういったような議論が、必要があると考えております。

こちらは、全体の検討が進んだ後に、本日資料を用意してございますので、この現状などを説明申し上げます。

続きまして基本方針についてでございます。

基本方針には、公契約条例の目的を実現するための根幹となる考え方、方向性について記載しておりますので、基本的には目的とリンクする形となっております。

特に(1)では、適正な履行と品質の確保の他に、適正価格での調達を実現することという文言を追加しております。

公契約条例が必要以上に高い契約になるものではないという意味で、記載されているものでございます。

また、(6)では、区と受注者の対等な関係による契約締結である旨を示す、そういったものを、記載してございます。

項番 1 から 3 までの目的、定義、基本方針の説明、以上となります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。ここまでについての質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

○中島委員

公契約条例、基本的には品質を確保し、適正な価格で調達するための仕組みであるというふうに理解をいたしますけれども、そこにおいて賃金が主要な検討対象になっているということもわかりますが、もうすでにお話が出たんですけれども、品質を確保することにあたっては賃金を高めるというだけではなくて、資材、原材料、そういったものをいかに粗悪品などではない、適正なものを調達してもらわかっていうのも重要になってくるかと思えます。この公契約条例においては、そこについては、触れないとかあまり重要視しないという、方向で考えてらっしゃるという理解でよろしいのでしょうか。

○契約管財課長

まず目的の(1)にございます通り、契約の適正な履行及び良好な品質を確保するという形で、冒頭に持ってきているところでございます。確かに条例の中身を見ますと労働者の賃金の部分に係る範囲が非常に多くなっている部分ではありますけれども、その他、項番 3 でダンピング等の不正行為を排除する、資材など適正なものを適正な価格で調達するといったところについても、基本的な思想としては公契約条例がしっかり備えているものであると捉えてございます。一方で、具体的な施策等につきましては、入札、契約にあたっての施策といった形になります。こちらの目的や基本方針に、そういったものを、どれぐらい書き込んでいくかといったところも、非常に大きいと思っておりますので、特に、昨今の物価高騰非常に大きい状況でございますけれども、適正取引といった形の文言も非常に強く出ているところでありますので、ぜひこの文言が皆様に言っていただいた課題認識や、そういったものに叶っているかどうかを含めてぜひ、ご覧いただいてチェックいただき、またご意見を賜ればというふうに考えております。

○委員長

要するに公契約の適正な履行及び良好な品質を確保するというような文言の中に、すべてを含めているという趣旨なんだと思います。ただこの公契約の中身自体はやはり賃金云々という形の条例にはなっていると、いうようなご趣旨で理解してよろしいでしょうか。あとそういう意味でいうと先ほど黒木委員とか木村委員がおっしゃったように、入札制度のあり方から総合的に考えて欲しいみたいなことも含めて、この文言に入っているということでしょうか。

○契約管財課長

その部分も含めて、例えばこういう文言を入れたいんだといったところがあればぜひご意見いただきまして、あくまでこちらは事務局で作成した骨子案といった形になりますので、そういったところもぜひご意見いただければと思います。

○委員長

公契約っていうものを全体像で位置付けたところに、どういう形で位置づけるかというのは皆様方いろいろご意見があるのかもしれませんがね。そういうものを反映させる、させないというようなことのご意見もあれば、今日でなくても引き続きご検討いただくというのにはありなのかもしれません。それぞれの立場あるというふうに理解しております。

○黒木委員

先ほど言われたその常用単価っていうのが、工事はなかなか少ないんですね。基本は材工単価で出しておりますので、これ業者の能力によって何人かかるかわ変わってくるようになります。そのため常用単価というのはかなり建築の場合は少ないです。この材工を出されているというのは、先ほど、中島委員から出ましたように、その材料が通っているかどうかというのはこれかなり厳しく、検査されますので、そのあたりは問題ないかと思うんですね。材料と人工をわけると、我々も業者が同じ支社間でも3社やれば3社とも、能力が違いますので、当然能力の高いところは安く受けられますし、能力の低いところは高くなってきます。そこの塩梅が工事と委託業者とかなり違うかと思うんです。

○長谷部委員

例えば清掃委託であったり、警備委託であったり、色々あると思うんですが、そういった場合の契約内容、或いは仕様内容というのは、人工なんでしょうか、それとも仕様の品質保証なんでしょうか。

○契約管財課長

その仕様によりけりというところが正直なところでして、例えばポスト数としてお示しするような事例もございますし、例えば清掃としてこの場所をどれぐらいの頻度で、どのような方法で清掃してくださいといった仕様の書き方によって大きく違くと、先ほど瓜生委員からご指摘いただいたように、例えばそれをどこまで細かく提示するかと、そういったところによるのかなというふうに考えております。

○長谷部委員

ありがとうございます。どちらかという民間の仕事をしているので、最近はポストっていうか人工契約から、サービスレベルの部分の品質契約の方に切り替わってきている部分が、多くなっています。特に人手不足の観点から、例えばその金額の中でその品質を確保するために機械を入れていたりIOTを取り入れたりとか、或いはそういった部分がある意味企業努力という形になっていくと思いますので、今後またその仕様の部分についても検討するべきかなというふうに感じます。

○委員長

ありがとうございます。検討課題はこれに限らず多そうな感じはしますね。では、次の骨子案のご説明をお願いいたします。

○契約管財課長

それでは、続きまして2ページ目をお開きいただきまして、4区の責務、5受注者の責務、6区内の事業者の活用について説明いたします。

まず、項番4区の責務についてですが、先ほど説明いたしました基本方針のとおり、契約に関する施策を総

合的に策定し、実施するといったしました。条例制定区でもほぼこのような表現になっているところがございます。

次に項番 5 受注者の責務ですが、こちらは、対象契約のみではなく、広く契約をという形で表現させていただいております。広く、契約の受注者に求める部分として、お示しをしており、公契約を受注しているという社会的な責任を自覚していただき、関係法令の遵守、公契約に関する施策への協力を求めるといったような表現といった内容。また、労働者等への適切な賃金の支払い、適切な労働条件の確保、労働環境の整備を求める、そういったことを記載してございます。

最後項番 6、区内の事業者の活用についてでございます。こちら公契約の受注者について、対象契約に限らず、業務の一部を下請けまたは委託しようとするときは、区内事業者の活用に努めるといった形で区内事業者の活用といったことをまとめてございます。

区及び受注者の責務、区内の事業者の活用についての説明、以上となります。

○木村委員

質問ですが、今おっしゃった、区内事業者の活用のところの区内の事業者というのは、区内本店事業者というふうに思っているのでしょうか。

○契約管財課長

ここでは正確に書いておりませんので、書きぶりで、例えば本店というふうな書きぶりをすれば、そうなりますし、本店支店を含むといった形であれば、そうなります。区内の本店支店ですね、様々な事業種でございまして、業種によっては、区内の本店が少なく、支店含めないとなかなか成り立たないといったようなところもございます。その辺書きぶりによるのかなと思っております。

○瓜生委員

確認なんですけど、定義の(3)特定公契約のウに、指定管理協定が記載されていますけども、2ページ目の7労働報酬下限額で、区は対象契約によって契約の締結者及び下請け事業者等に対しとありますが、指定管理の下にも2次下請けと3次下請けと事業者があると思うんですよ。この条例は指定管理の、下請けさんにまで反映されるかどうかをちょっと確認したいんですが。

○契約管財課長

基本的に含まれると思っていただければと思います。

○前田委員

5番の(2)ですね、労働者等への適正な賃金の支払い、適正な労働条件の確保、労働環境の整備ということで、先ほど、事務負担が大変だと8割の方々がアンケートで答えていますよね。そうしますと、今後受注者に対してどのような形で報告を求めるのかについて、チェックシートっていうものがあるとなってますけども、この辺の中身っていうのは今後、ここで示されるのでしょうか。結構いろんな事細かいことを受注者に尋ねると、今度は逆に発注者がその内容を精査しなきゃいけないですよ。そうすると、事業者だけじゃなくて、区の方も、管理が大変だということになってきて、そのあたりがなおざりになってしまったら元も子もない、となりま

すので、そのあたりも今後、どういうふうにされるのかを、お示しいただければと思います。

○契約管財課長

今ご指摘いただいた部分ですが、労働条件等の区への報告というのが、3 ページ目の 4 番です。

対象契約において約定する事項の中で、労働条件の区への報告を設けています。方法としてはチェックシート方式や、賃金台帳方式といったようなものがございいますが、多くの自治体ではチェックシート方式をとっているところですが、チェックシートの形態や、そういったものについては、直接条例の中に書き込んでしまいますと、変更するのが非常に難しくなってしまいますので、規則等で規定していくものと思っておりますが、この検討の場で、案をお示しすることも可能かと思っております。

○前田委員

わかりました。ぜひお願いいたします。

○委員長

区内の事業者の活用のところですが、もちろん努力義務が限界かなって思うところですけど、他の区も、努力義務ですよ。

○契約管財課長

そうですね他の区も同様に努力義務にしているかなというふうに思っております。

○委員長

では次の項目に移って骨子案のご説明引き続きよろしくお願いたします。

○契約管財課長

そうしましたら、続きまして、2 ページの項番 7 労働報酬下限額、8 労働報酬下限額の決定、少し飛んで 4 ページの 17 公契約審議会の設置についてご説明いたします。

まず、項番 7 労働報酬下限額ですが、賃金条項型の公契約条例であるため、労働報酬下限額以上の支払いを契約において約定するといった形になります。

こちら、最低賃金法の第 7 条に規定される減額の特例を受ける労働者を除くすべての労働者に対し等しく適用される必要があり、その労働報酬下限額については区長が定める額としております。なお労働報酬下限額は基本的には時間によって定めるものであり、その他の方法で定められている場合には、時間当たりに換算して確認する必要がございします。続いて項番 8 労働報酬下限額の決定についてです。先ほど労働報酬下限額は区長が定める額と説明いたしましたが、労働者の区分に応じて、労働報酬下限額の算出根拠が異なっております。こちらの(1)の工事または製造の請負契約にかかる業務に従事する労働者等については、農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価、いわゆる設計労務単価を基準として決定することとしております。

また、上記以外の業務に従事する労働者につきましては、最低賃金及びその他公的機関が定める基準を用いて決定することとしております。

なおどちらも労働報酬下限額を定める際は、審議会の意見を聞いて区長が決定、告示するものとしておりま

す。

続きまして、4 ページ項番 17 公契約審議会の設置についてです。

公契約審議会は、区長の諮問に応じて、労働報酬下限額、その他契約に関し必要な事項について、調査審議し答申する区の附属機関として設置いたします。

なお審議会は、学識経験を有する者、労働団体関係者、事業者団体関係者それぞれ 2 名以内の合計 6 名以内での組織を考えているところでございます。

労働報酬下限額、労働報酬下限額の決定、公契約審議会の設置についての説明は以上となります。

○委員長

では、ただいまの項目でのご質問等あればご発言ください。

○中島委員

労働報酬下限額を定めるというのが、公契約条例の核心部分かと思えますけれども、これを見ますと、一つは、労務の単価が判断基準になると、それからもう一つは、地域別の最低賃金が判断基準になるということですが、最低賃金は言うまでもなく、もう存在するわけですし、これは守らなきゃいけないということになっているわけですね。

そしてこの労務単価というのは、予定価格を決定する際の積算の根拠の 1 つで、これもすでに判定基準の 1 つとして存在しているわけですね。そうしますと、公契約で労働報酬下限額を定めるというのは、これまで以上の賃金を実現しようということであるはずなわけですが、これを読んだ限りでは、これまでと変わらないじゃないかということになってしまいかねないわけですね。で、すでにある公契約条例にはどういうふうに書いてあるのか、野田市あたりを見ただけですけども、同じようなことが書いてあるので、こういう条文の中では必ずしも明らかにならない形で、賃金をより上げていくということが確かなものとして行われるっていう、そういう方向性で検討されているということでしょうか。

○契約管財課長

おっしゃっていただいたように労務の単価、いわゆる設計労務単価ですが、発注者が、予定価格を定めるにあたって使っている単価になりまして、こちらの金額で支払いなさいということは求められていない部分でございまして。一方で、建設業法という形で法律も変わりました、民間同士の工事であっても、この設計労務単価を基準として払ってくださいねといったところを、国も示し始めたところでございまして。今回、公契約条例では、工事については、この設計労務単価の大体何%を工事にあたっての労働報酬下限額としますよ、といったところを決めるのが、この部分でございまして。

あわせて、最低賃金は法令に基づくその地域における最低金額ですけども、やっぱり最低賃金ではなかなか人が集まらないというような状況もございまして。資料 4 で 23 区の状況を掲載しておりまして、この表の一番下の項目、労働報酬下限額と工事、また委託・指定管理者の項目がございまして。こちらに設計労務単価の何%を労働報酬下限額とするか、それぞれの自治体が定めた一覧でございまして。概ね 90%というふうに定めている現状となっております。

一方で、委託や指定管理の部分は毎年度改定しております、今年度の最低賃金は1,226円ではありますが、今年度の労働報酬下限額を見ますと最低賃金プラス200円から300円程度の額になっております。

○長谷川委員

建設の場合の労務単価の部分で質問なんですけど、現在市場では人材不足の中で、人の取り合いになっていると同時に、当然賃金も上がっていているというお話をよく聞くんなんですけど、この労務単価というのは、実際適正な価格の判断材料として、合っているのでしょうか。イメージでは、市場の価格の方がどんどん高騰していったようなイメージがあるんですけども。その辺の肌感というのはどんな感じなのでしょうか。建設業にそういったイメージがあって、その辺を確認したいなと思いました。

○木村委員

甚だ肌感覚ですけど、我々は複合単価なので、塩ビ管何ミリが、1mあたり幾らになるかという、材料費と、労務費と、雑費なんかのごちゃごちゃに入って1mあたり何円で、それが300mだから幾らでっていう、ざっくり言うとそういう積み重ねが予定価格になるんですけども、昨今の値上げでいうと、労務費のアップというよりは、資材だとか、購入しなきゃいけないものの値上げで利益を食われているというのが、実情です。労務費というのは、ちょっと誤解がある言い方かもしれないですけども、入札ですと、他社さんより安くないと落札できないんですね。で、そのためには、安くていいという言い方は語弊があるんですけど、適正価格でいい仕事のできる下請けさんたちをどれだけ持つてるか。また、期間が空かないように、仕事を出し続けて、育てていっているかが、その会社の力量です。なので、まず入札とらなきゃいけないってところからいうと、適正価格でいい仕事をしてくれる業者さん、それがひよっとしたら設計労務単価を下回っちゃってる可能性も、必ずしもゼロとは言いきれないかもしれない。ただ、いい仕事をしてくれることが前提ですし、加えて言うと、きちんと支払わない元請は、下請けから嫌われちゃって、1回は仕事やってくれてもその後が続かないですよ。そのぐらい下請けさんの方が強いというか、やっていただく僕らなんかも、仕事を出してやるなんていうのはとんでもない話で、やっていただいているようなイメージで今、各外注さんたちとつき合っているという感じです。

○長谷川委員

ありがとうございます。弊社も同じく、選ぶ側から選ばれる側になっているというような形だと思いますので、であれば労務単価っていうものはある意味機能しているといった認識でよろしいかなというふうに思います。あと委託の部分では何を参考にしていくか、先ほど最低賃金の200円から250円というお話だったんですけど、それが適正かどうかという議論も、この場でできればなと思いました。

○平塚委員

工事設計労務単価の話が出ましたが、去年の12月から担い手三方が改正されてます。その中で、著しく低い労務費での契約は禁止ということで、国交省からも発注者側に求めています、そういった中では、材工一式から、少し感覚を変えていきたいと思いますというところで、今建設業全体を挙げての法律改正になっているかなというふうに思います。ですので、公契約条例を制定する中で、この担い手三方も含めて、労務費の確保をしていく必要があると思います。

で、今回出された公契約条例の骨子案のところの目的のところ、ダンピング等の不正行為を排除するとありますが、建設業では今担い手不足の中で、ダンピング事業者がまだまだ徘徊していますので、労働者への賃金が確保されるためにも必要だなというところと、まだ話はされてませんが、是正措置という中で、きちんと払われてない方は申し出ていいですよという、ここが非常に重要なと思ってますので、公共工事だけではなくて民間も含めてですね、担い手三方、これは業界全体でですね、守っていかないといけないかなと思ってます。

○委員長

これ最低賃金以下の支払いというような案件はもちろんないわけですよ。

○契約管財課長

基本的に最低賃金は守られつつも、労働報酬下限額以下の支払いは発生しているかなと思っております。実際に昨年度行った労働環境チェックシートでの調査では、設計労務単価より低い支払いの事例はございました。一方で、委託に関しては、最低賃金を守っていない事業者はないと。1,500円ぐらいで支払っている事業者もありましたが、そういった事業者はごく僅か、ほとんどが最低賃金にあたり固まっていますが、最近は少し違う雰囲気も出てきて、受注者が自ら賃上上げしているという、動きも出てきてはおります。ただ、何らか工夫をしなければ出せませんので、そういったのは、民間の方が動きが早いのだなということとはとらえております。

○委員長

設計労務単価の方が中心ということですね、他いかがでしょうか。では、引き続き骨子案の説明をお願いいたします。

○契約管財課長

続きまして2ページの項番9対象契約において約定する事項につきまして説明をいたします。

こちらに記載の事項につきまして契約の際に約定することを想定してございます。

括弧書きの部分が要望の説明となっております。

括弧書きのない事項につきましては後述する項目出て参りますので、ここでの説明は割愛させていただいてございます。

今回特にご議論いただきたい箇所といたしまして、項番3の契約締結者の連帯責任についてでございます。賃金等が不払いまたは労働報酬下限額を下回る場合は、契約締結者と下請け事業者等が連帯して差額を支払うことを指しておりまして、公契約条例の議論の核にもなる事項でございます。公契約条例の実効性を担保するためには必要な事項となっているところでございますが、一方で、受注者側にとっては、支払いをしない下請け事業者に対するリスク、そういったような評価もあろうと思っております。

条例制定後の状況を見ますと、連帯責任を導入している区では公契約条例の実効性の担保を目的として導入しており、現在14区が採用してございます。

こちら、少し補足をさせていただきますと、賃金支払い及び連帯責任のある公契約条例の対象契約では、区

と受注者が下請け事業者を含むすべての労働者に対して、労働報酬下限額以上の支払いをするということとなります。

下請け事業者に勤務する労働者に賃金が未払いであった場合、受注者と下請け事業者が連帯して支払う義務が生じるため、受注者は、適正金額を支払っているにもかかわらず賃金を支払わない下請け事業者というのを選定しにくくなるといった効果があり、健全な事業者を選定するようになるというふうに言われてございます。

また、労働者から支払いを求められた場合は、支払いをしなければならない。そういったような約定事項になっておりますので、それではもとよりしっかりと支払いをしようといったような、公契約条例の実効性の担保を持たせるといった形で言われている。そういったような文言であるというふうにご理解いただければと思います。

一方で、元請事業者の負担を考えて、連帯責任を導入しない区が4区ございます。

それぞれの区の考え方が反映された結果だと思えますが、板橋区においてもこの点についてご意見をいただければと思います。また、15番、継続雇用につきましても、載せるかどうかのご判断をいただきたいというふうに考えております。

この継続雇用ですが、継続性のある対象契約に従事する方の雇用の安定。当該業務の質の維持、継続性の担保に配慮して、以前からの事業者のうち、希望する事業者を雇用するよう努めるといったような内容でございます。

事業者としては今まで育ててきた従業員が他に引き抜かれる可能性があるという内容ですので、この点についても議論が必要かと存じます。

また、先ほど少し触れさせていただいた項番4、労働条件等の区への報告、こちらの、具体的にどの方式でというところはこちら書いていないところでございますが、このあたりも少しご意見いただければと思います。

対象契約について約定する事項の説明、以上となりますどうぞよろしくお願いいたします。

はい。

○委員長

ありがとうございます。今検討事項が複数出てきたので、まず連帯責任からいきましようか。連帯責任についてご意見はございますでしょうか。

○黒木委員

下請け構造ですが、弊社の場合3次あたりでしょうかね。これ例えば7次まで行ったときに、そこで不払いが生じたら今度、元請の方にも連帯ということでよろしいでしょうか。

○契約管財課長

いわゆる連帯責任条項の内容といたしましては例えば、7次の下請け事業者が、そこで働く労働者に対して、労働報酬下限額以上の支払いをしていない場合は、当然7次の下請け事業者に、その労働者が請求できるのはもちろんのこと、7次より上の元請も含めて、連帯して責任を負うといったような内容となっております。

す。

先行例を見ますと、元請さんが支払うというよりは、やはり直接の7次さんが、支払いを受けていませんよという指摘を受け、7次さんが支払いをするといったような事例が多いやに聞いているところでございます。もしこのあたり、全国の状況など、掴んでいる状況ありましたら、補足いただければと思います。

○木村委員

うちは設備なんで、あっても2次3次ぐらいまでしかないんですけど、先ほどの発言と似ていますが、払わない業者は、自ずと建設現場から退場させられてると思います。特に公契約条例ができれば、我々も支払いが怪しいところには外注出せなくなりますし、すごくよく似てるのが、30年ぐらい前に、産業廃棄物のマニフェストが厳しくなった時です。要は、産廃処理のお金をもらっておいて、それを中抜きしたいからどっかの山に不法投棄してしまう業者が多いということで、排出事業者である元請けから最終処分場まですべて一気通貫でマニフェストを保管してチェックして、発注側の区役所だとか、公共機関もそのマニフェストのA票どころか、E票F票までチェックすると。あの仕組みが30年前とかにちゃんと制定されて以来、ゼロじゃないのかもしれないんですけど、不法投棄というのは、公共工事についてはほとんどなくなったんじゃないかなと。

そういう意味では、この条例も、実際に是正措置だとか連帯責任だとか、文言としては役所が定める条例ですから、ないわけにはいかないんでしょうけども、何度も言うようにこういう条例があっても通報することもできる、罰則もあるっていうふうになっても、実際は運用されることなく、この条例の効力によって、自ずとそういう不正不適合業者というのは、だんだんその現場から退場せざるをえなくなる。それが一番の効果じゃないかなと思います。

○委員長

要するに、信頼関係のある業者さんとの関係性を築いていくという前提になると、自ずとそうなりますよということですよ。

○長谷川委員

そこら辺の話は労働者側でも出てまして、私が聞いた話だと、やっぱり6次7次になってくるとほとんどが1人親方さんに発注しているようで、この公契約が入ることで、そういった方々がどんどん適正化といいましょうか社員化していく、そういった状況が見られてくると。なかなか1人だとそういうことが対応できないので、協会ですとかそういった部分で、7次からだんだん4次になっていたり、3次になっていたりという形で、下請けの数が少なくなっていき、選ばれる側になっていくってことだと思うんですけども。そういった意味では好事例として、そのような話はよく聞かれるということでお伝えしておきます。

○黒木委員

そういった再編成が当然これを受けて起きてくるかなと思うんです。いい意味でですね、そういう、ひどい業者は去って、その人はまた今度底上げしていったという形で、せいぜい2次あたり、多くて3次ですかね。そうするとこの公契約というのはかなりインパクトがあるかなと思っております。

○木村委員

だんだん再編成とか統廃合で、重層的になっている下請け構造が簡素化することはいいと思うんですが、先ほどから前田副委員長がおっしゃっているように、そうじゃなくても建設業界人手不足で廃業しちゃう、職人さん親方も減っている、そういうのが増えています。そこに公契約条例によって、本来やらなきゃいけない現場での仕事以外のいわゆる事務負担みたいのが増えて、もう区の仕事を受注するのやめようかなみたいにならない程度に、もちろん厳しい文面もないといけないんでしょうけども、やはり事務負担とかがないような、やめるきっかけにならないようにはしてもらいたいなと思いました。

○委員長

本音なんでしょうね。だからどの辺でバランスをとるのかという。チェックシート云々とかそういう話ですか、そのあたりの話はやっぱり必要かということをおっしゃっているのかもしれないですね。連帯責任についてはまともりかけてるかなと思いますが、継続雇用の点も議論が出ていたんですけど、この点についていかがでしょうか。

○黒木委員

日払い日当とかではもうこれから通用しないと思うんですね、今、弊社の方でも社員化が進んでいて、1次2次の社員にしてしまうという形。というのはやはり貴重な人材を他から引っ張られてしまっては困ってしまいますので。ですからそういうふうに会社組織になると、よりこの建築に魅力を感じてですね、当然収入も、休みあり。我々が育ったころと比べて非常に今働きやすいと思うんです。これプラスに必ず働くとお思いますねこの公契約条例はですね。社員化というのがこれから進んでいくと思いますし、そうしないと会社がもたないと思うんでしょうかね。今度人を募集するにも、日給制度ではとても現状に追いついてません。

○瓜生委員

継続雇用なんですけども、例えば弊社が落札して、担当者に挨拶に行ったときに、従事者を変えてくださいっていうのは結構あるんですよ、でも本人は働きたい。それが本当に仕事の内容が悪くて変えて欲しいということはあり得るんですけども、場合によっては、担当の人との相性が悪くてっていう話も結構多いんですよ。これ入札で業者変わると、前の会社をクビになるというケースも結構あるので、これちょっと微妙なんですけど、その辺条文化してどうなのかなと。例えばずっと相性が悪いとお互いまた嫌な思いしながら働かなきゃいけない、難しいところなんですけど解決策がないなっていう意見です。

○委員長

義務と言われると難しいというところですね。ただ他の区もこれ、とても義務化してとは思えないんで、あくまで努力義務なんだろうと思われまます。

○前田委員

これは継続雇用を約定するということですよ。今、雇用の流動化っていっぱい言われてます。社員化するのも大事なことですし、波長が合わないとかやめてくれとか、そんなこともあるでしょうし。でも今いる社員をどうやって大事にするかというのは大事なことです。先ほども申し上げましたが、健康経営という手法がありまして、社員が元気であれば会社は儲かるというそういう手法を商工会議所なんかでやっているんですね。私

どももそういうことに取り組んでいますけども、今いる社員を大事にしましょうと、そうすると継続雇用に繋がっていきますし、先ほど能力が足りなくて仕事を受注できなかったというのもありましたけども、やっぱりその方々を、安定した形で雇用することによって、教育もできますし、それから、会社に必要な技術も習得しますので、これは、しっかりと社員を大事に育ててくださいねという趣旨で、継続雇用というのがあるんだろうなというふうに理解しておりますがそれでよろしいですね。

○契約管財課長

そういったようなご認識かなと思ってございます。また、いわゆる雇用の保護といったようなところもあって条文化されているのかなど。ただ一方で、完全に義務化はできませんので、本人が望んだ場合に、そう努めるという意味での努力義務とと思ってございます。

○委員長

人手不足や人材を確保するというあたりが公契約条例としての1つの目的だということを考えると、この規定があることは整合してるという意識ではあります。その中で、義務化するの、ケースバイケースを考えれば厳しいという状況で、各区、努めるという表現としているのはあり得るのかもしれませんが。一応約定事項については決着がついたという理解でいいですかね。連帯責任では企業サイドに対して、いろいろご負担があり得るといってまいりますが、労働者サイドにしっかりと軸足を置く形で条例を設定しましょうと。それに対して、区の方も覚悟を決めてお金を準備しましょうというような話の流れの中で、企業サイドの方も、それであればという形で議論に応じていただけたらと思うと思います。

ただ、最終的に賃金台帳なのかチェックシートなのか、先ほどの労働条件等の区への報告の仕方の部分の議論についてお話し合いさせていただきたいと思います。木村委員、黒木委員いかがでしょうか。

○木村委員

今もうすでに労働環境チェックシートによる報告はやっております。なので私のイメージとしてはこの条例の建付けとしては、いざとなれば賃金台帳はおろかいろんなところに調査が及ぶようにできる条例でないという意味だと思います。そこにはもちろん罰則、是正措置なり含まれます。ただし、労働者側つまり2次や3次の下請けさんたちから苦情が来ない、真っ当にやっている請負者に対しては、今まで通りというか、軽めの負担であって、強い負担が増えるような方式にはしていただきたくないと強くお願いしたいと思います。

○黒木委員

今木村委員が言われたことに私も賛成でございます。やはりしっかりやっているところよりも、やっていないところについて、対応してもらいたいというのがお願いです。

○委員長

きちんとやってない事業者というのは、やっちゃった時に判明するわけで、その時にペナルティとか、そういうのがあるということですよ。普段の業務では、なるべく負担のない形にしてくださいという趣旨と理解してよろしいんですかね。

逆にどうですかね平塚委員、長谷川委員あたりは、何かご意見があれば。

#### ○平塚委員

公契約条例を先行してる自治体のチェックシートとなりますと、基本的には下請け業者の名前があつて、労働報酬下限額以上払ってますかという間に「はい」か「いいえ」に丸するだけなんです。業種によって建設の場合ですと、設計労務単価が決まっていますので、その何%というのを今後決めていくかなというふうに思いますが、それ以上払っているか払ってないか、丸をつけるだけです。そこまで大きな事務負担にはならないかなと。

最終的に下請け末端の労務費が払われていないよって手を挙げたときには、それは、1次事業者も含めてですね、2次事業者、最終業者も含めてそこで話し合いをしてということになります。

最初のところで、早川課長のから、重大な違反は見つかっていませんという先行自治体の報告がありまして、即時解決してるという報告も受けてますので、そこまで厳しくはならないかなというふうには考えています。

#### ○委員長

この資料4に出てくるのを見る限りほとんどがチェックシート方式であるという理解で正しいですかね。

#### ○契約管財課長

資料4についてです。こちら23区の状況ですけども、令和元年10月1日から始まった新宿区を境にすべてチェックシート方式といった形になっておりますが、こちらが潮流なのかなというふうにはとらえております。また、こちらとあわせて、事業者や、労働者の方にきちんと周知するというのが非常に大事なポイントかなと思ってございます。実施後のアンケートをしている自治体も多く、周知に苦労しているという意見が出ているというのも聞いておりますので、そのあたりが運用にあたってのポイントなんだろうなと思ってございます。

#### ○瓜生委員

私もチェックシートでいいと思ってます。ただ、問題になるのは、仕様がはっきりしないものなんです。何時間働くのっていうね、これどうにでも書きようがあるんですよ。だから3時間働いても2時間半にして時給高くしたら同じですよ。仕様の中身を充実させないと、価格が安定しないんですよ。面倒くさいんですけど、これやらないと、いざ立ち入りになったときに基になる資料がちやんとしないと、何時間働いてるんだっていう、そこが抜けているわけですよ。で、一部の業者さんの間では、仕様書は自分のいい方に解釈すればいいんだよって言われているぐらいいい加減なものもあるんですよ。

そこはちゃんとやらないと前に進まないの、その辺はできるところからお願いしたいなというふうに思っています。

#### ○契約管財課長

委託については、仕様が全てであると言っても過言ではない部分です。ゆえに、発注の案件によって、書きぶりが非常に異なっていると、さっき瓜生委員からご指摘いただいたのもその通りだというふうに思っております。

この仕様の適正化というか充実、書きぶりについて必要なことをしっかり書き込んでいく。また契約管財課と

して各主管課の方に、しっかり啓発する必要がある部分だと思いますし、例えば費用対効果のところが必要のない仕様を落としなさいというところも必要なんだろうなというふうに思っているところでございます。

#### ○木村委員

今、瓜生委員がおっしゃってた仕様書、全くその通りだと思います。私工事も委託も両方やっていますが、やはり工事の方は、ものをつくらなきゃいけないんで図面があって、完了検査があって、合格になるまでお金ももらえませんから、そういったのがあります。ただ委託というのは、私の場合、機械とか空調機とか給排水設備の点検という感じの委託が多いんですが、仕様書をあんまり細かく書くと、書いてないことはやらなくていいというふうにもなるので、特に給排水とか空調設備の維持管理委託、維持管理点検委託の仕様書に多いのが、適切な空調環境を維持できるよう、点検すること。これ正直うまい書き方だなと思っていて、何をどこまでやればいいのか、どこまでやらなくていいかが非常に難しいんです。でもそれを細かく書きちゃうと、書いてないことはやらない業者も出てくるということで、その辺は諸刃の様な部分があって、清掃とかの委託の仕様書と、設備系の委託はまた違うのかもしれませんが。あともう1つ言わせていただくと、入口の仕様書を充実させる、それを重くするのか軽くするのか、わざと漠然とさせるのかとか、その辺のさじ加減は、特に役所側の腕の見せどころだと思うんですが、工事はですね、中間検査、完了検査、区の議員さんの監査もあり、いろんな検査にさらされて、建物として終わってお金がもらえる。ついでにそのあと通知書と、工事成績評定まであります。100点満点中で、何点以上は良好とか、何点以下だと指名停止とか、一番厳しいと、そういう制度もあります。それに比べて、委託って、そういったものがないと思っているんですね。

でも不適格なダンピング業者が清掃委託の案件を、例年やっているような値段をインターネットで見て、それを7掛けとか6掛けで取っちゃって、そうするとどこかで多分手抜きますよね。安くてもよくやっているならこれしょうがないんですけども。で、そういった業者さんって次の年必ず、指名業者で呼ばれるんですよ。今までの業者さんがよくなかったと思ってる職員がいたとしても、評価制度が、工事案件と違って委託案件にはないので、そこら辺大変だと思うんですけど、あわせてやられた方が、入口の仕様書と出口の査定というか、点数をつけるみたいなのっていうのは、両建てであった方がいいのかなと思いました。

#### ○委員長

ありがとうございます。一応、議論としては大体出尽くしたかなと思うのですが、今の点については9の対象契約において約定する事項のところを議論させてもらっていました。

ここについては連帯責任を入れる方向でコンセンサスがとれたと思っていますし、かつ区への報告についてはチェックシートでよかろうという形のコンセンサスがとれたと思いますがそれで基本はよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。では残りの骨子案のご説明をお願いいたします。

#### ○契約管財課長

では、残りの骨子案の説明ですが、項番10、項番11でございます。

労働者等の申出、不利益取り扱いの禁止でございます。

契約条例の適用を受ける労働者等は、労働報酬が適正に支払われていないときは、区または契約締結者も

しくは下請け事業者等に対しその旨を申し出ることができるとし、労働者保護のため、契約締結者及び下請け事業者に対し、申出があったときは適切に対応するとともに、当該申し出をしたことを理由として解雇、請負契約の解除その他不利益な取り扱いを禁止いたします。

これにより、労働者が泣き寝入りする状況を防ぐといったものでございます。

項番 10、11 につきましては以上でございます。

○委員長

この点はいかがでしょうかね。通常盛られる条項であろうかというふうに思われます。よろしいでしょうか。では次をお願いします。

○契約管財課長

続きまして、12、13 報告及び立ち入り調査、是正措置についてでございます。

区に対して申し出があったとき、または条例により、約定した事項の遵守状況を確認する必要があると認めるときは、契約締結者もしくは下請け事業者等に対し、必要な報告を求め場合によっては、区職員もしくは、区が委託した事業者の従事者が当該事業所等に立ち入り調査ができるよう定めたものとなります。また是正措置では立入調査の結果違反が認められた場合は、契約締結者に対して速やかに違反を是正するために必要な措置を講ずるよう求めることができることとし、契約締結者は区から求めがあったときは速やかに、当該違反を是正する、または、必要な措置を講じた上でその結果を区に報告するといったものとなっております。報告及び立入調査、是正措置につきまして、以上でございます。

はい。

○委員長 条例の建付けを考えたとき、必要な条項かなと思いますが、よろしいですかね。

はい、じゃ、引き続き残りの部分をよろしくをお願いします。

○契約管財課長

続きまして 14 対象契約の解除 15 損害賠償違約金 16 公表、18 委任になります。

14 から 16 の項目につきましては、約定事項への違反が是正されない事業者に対してのペナルティとなっております。抑止力に当たる項目となっております。

対象契約の解除では、ここでの(1)から(4)に該当する場合に解除ができるといったこととしておりまして、この当該解除によって事業者に損害が発生しても今後は、責任を負わないということとしてございます。

次の損害賠償違約金では、区が対象契約の解除とした場合にそれにより、区に損害が生じたときはその場合、損害賠償しなければならないとし、さらに対象契約の解除としたときは、違約金の支払いを求めることができるとしているものでございます。

続きまして公表についてですが、区は契約を解除した場合または契約期間の終了後に、契約締結者もしくは下請け事業者等が、契約の定め に 反 した こと が 判 明 した 場 合 は、その旨を公表することができる。といったものになります。

最後の委任については、こちらの条例の施行に必要な事項については規則で定めるといった委任、一般的な

委任事項となっております。

説明以上でございます。

○委員長

ここも、この契約条例を最終的にしっかりと締めるためには必要な条項という位置付けだろうと思いますが、よろしいでしょうか。では一通りここまで済ませたのですが最後に、契約条例の適用を受ける契約の範囲についてなんですが、本日検討項目が非常に多かったことから、残り時間もわずかになってしまいましたので、本日は説明だけ事務局の方にしてもらいます。今日決めないで説明をしていただきますので説明をよろしくお願いたします。

○契約管財課長

それでは資料 4 及び 5 を参考にさせていただきつつ説明いたします。

まず資料 4 には条例制定の一覧では括弧の対象範囲が掲載されてございます。

公契約条例の対象とする範囲はそれぞれ区によって異なってございますが、最も多い区分といたしましては、資料の欄外一番下でございますとおり、工事では 1 億円以上、委託では 1000 万円以上となっております。板橋区においても概ねこのあたりの線引きになるのではないかとという想定をもとに、資料 5 をご覧ください。工事委託金額それぞれの契約件数を集計してございます。

工事につきましては、予定価格が 130 万円以上の入札案件を対象に、金額に応じて分けし、工事件数及び工事金額の割合を算出しております。

1 億円を基準とした場合、工事費全体の 79.2%、1 億 8000 万円以上を基準とした場合、工事全体の 66.2%が、対象になるとそういったようにご覧いただければと思います。

同様に、委託ですけれども、こちらも入札案件、かつ、総価契約で、契約額のほとんどが人件費のものを計上してございます。

具体的には、建物清掃、建物管理、人的警備、給食調理、用務、受付案内などとなっております。こちらも予定額での集計となっております。こちらは、1000 万以上 2000 万以上 3000 万以上の区分けで算出しております。こちら、1000 万円以上を基準といたしますと、全体の 97.8%、2000 万以上を対象としますと全体の 91.9%を各社の費用区分でという形になりますが、こちらにつきましての説明以上でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

では、この資料はお持ち帰りいただいて、対象範囲どうするかということについては、次回やらせていただくということでよろしいですかね。はい。対象の議論は次回にさせていただきたいと思います。

では、事務局から、今後の日程等の連絡をお願いします。

○契約管財課長

すみません、先ほどの項番 9 のところで継続雇用の部分についても、載せるといったようことでよろしかったでしょうか。はい、ありがとうございます。

では、事務局より日程の連絡でございます。第3回の検討委員会が5月12日火曜日の14時から16時を予定してございます。

会場が区役所南館4階の災害対策室で予定してございます。

第3回では今回の検討結果をもとに、条例の素案を作成し、皆様にお示しをさせていただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。活発な議論をいただいて本当感謝しております。特になければ、本日はこれで終了とさせていただきますと思います。

○前田委員

1つだけいいですか。この工事とか委託の対象範囲を次回相談しますよって話ですが、どういうふうに判断するのでしょうか。資料4では1億円と、1000万が黄色で書いてありますけども、例えば5000万はどうなんですかとかね、そういう意見も出てくるんじゃないですか。それどうやって判断するのか、判断材料としてどんなことがあるかをちょっと次回、冒頭で、お話いただきながら議論できるような形にさせていただくのがよろしいかと思っております。

○瓜生委員

指定管理って、5年契約じゃないですか。これ単年度なんで、それをちょっと検討課題に。

途中で金額を変えられるかどうか結構重要なので、お願いします。

○契約管財課長

指定管理は、いわゆる複数年契約になりますので、それがどこから対象になってくるかと、そういったような部分につきましても、状況ご説明させていただきたいと思っております。合わせまして、今前田委員からございましたが、基本的には資料5を判断材料としてお使いいただければと思っておりますが、各区こういったような状況を踏まえてやっていますというのをお示しできればと思っております。

○委員長 では本日も長時間ありがとうございました。これで終わりにしたいと思います。